

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月11日

支出負担行為担当官

静岡地方法務局長 西 江 昭 博

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務件名 平成30年度静岡地方法務局沼津支局ほか6庁におけるエレベーター設備点検保守業務
- (2) 業務の内容 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 ①静岡地方法務局沼津支局  
②富士法務総合庁舎  
③下田地方合同庁舎  
④掛川法務総合庁舎  
⑤静岡地方法務局藤枝支局  
⑥清水合同庁舎  
⑦静岡地方法務局熱海出張所

### (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額（当額金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役

務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 入札説明書の交付を受け、同書に記載した提出書類を期限内に提出した者であること。
- (5) 契約の相手方として不適当な者でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示すような者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) その他、入札説明書及び仕様書において定める条件を満たす者であること。

### 3 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(1) 入札説明書の交付期間

入札公告日から平成30年2月1日（木）までの午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時まで並びに土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

なお，入札説明書の交付をもって入札説明会に代える。

(2) 入札説明書の交付場所，契約条項を示す場所及び問合せ先

〒420-8650 静岡市葵区追手町9番50号

静岡地方法務局会計課施設係（担当：安藤）

電話 054-254-8099

4 入札並びに開札の日時及び場所

平成30年2月14日（水）午後2時

静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎2階静岡地方法務局大会議室

5 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した入札は，無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で，最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 代理人による入札

代理人が入札する場合には，委任状の添付を要する。

(7) 入札書の提出方法

入札書の提出方法は持参に限る。郵送，電報，ファクシミリ，電話，電子メールその他の方法による入札は認めない。

(8) 入札の詳細

詳細は，入札説明書による。